

幸水告示第3号

幸手市下水道使用料徴収業務委託に関する告示

地方自治法施行令第158条第1項により、幸手市下水道使用料徴収業務を別表のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年4月1日

幸手市水道事業
幸手市長 木村 純夫



別表

項目	内容
公金の種類	下水道使用料
委託の範囲	下水道使用料徴収業務
委託期間	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
受託者の住所 及び名称	埼玉県幸手市緑台1丁目19番11号 株式会社 日本ウォーターテックス 代表取締役 佐藤 亮